

## 兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行「第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第1章 典礼の刷新と促進のための一般原則」の「Ⅲ 聖なる典礼の刷新」の続きを解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関わるよう、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

## Ⅲ 聖なる典礼の刷新

### 典礼憲章

### ⑬ ~第二バチカン公会議公文書より~

#### D 諸民族の特性と伝統への順応に関する基準

教会は、諸民族において、「共同体全体の信仰」あるいは「善に触れないこと」について、【典礼】においても例外なく厳しい形を強いることを望んではいません。むしろ、諸国と諸民族の特質と才能を尊重し、育てます。

教会は民族の慣習の中で、迷信や誤りと深く結ばれているものでなければ、すべて好意をもって評価し、出来ればそのまま保持します。さらに、眞の正しい典礼精神に当たはまるものであれば、時には諸国、諸民族の慣習を【典礼】そのものの中に取り入れます。

- ・地方的必要への順応：ローマ典礼様式の本質的統一を保った上で、特に宣教地において、それぞれの集団、地方、民族への順応と正しい多様性の余地を残さなければなりません。これは、典礼書の改訂においても同じことです。また、儀式の構成や典礼注記を定めるに当たっても念頭に置かなくてはなりません。
- ・司教協議会の役割：典礼書の規範版に「こうであるべきと決められた規則」の中で、第22条第2項でいう地域所轄の教会権限所持者は上記の地方的必要への順応を定める権限を持ちます。特に秘跡の授与、および準秘跡、行列、典礼言語、教会音楽、教会芸術に関しては、本憲章にある基本的な基準によるものとします。

(つづく)